

平成 30 年 第 3 回

南会津町農業委員会総会議事録

期 日 平成 30 年 3 月 13 日

会 場 御蔵入交流館

南会津町農業委員会事務局

南会津町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年3月13日（火） 午後1時30分

2 開催場所 御蔵入交流館

3 出席委員数 25人
 会長 30番 五十嵐伸人
 会長職務代理者 29番 室井 文一
 委員

1番 小山 裕司	2番 平野 恒二	3番 赤井 美洋
4番 星 和孝	5番 渡部 和幸	6番 浅沼 誠治
7番 五十嵐喜一	8番 小椋貴一郎	9番 渡部 昭雄
10番 齋藤 融	11番 目黒久一郎	12番 星 利一
13番 平野 信行	14番 山内 敬	16番 湯田 義三
17番 湯田 孝義	18番 猪俣 忠久	19番 塩生 隆晴
	21番 大竹 実	22番 湯田 重行
25番 月田 宏	26番 星 又エ門	27番 星 久光

4 欠席委員数 5人

15番 馬場 久男	20番 五十嵐久長	23番 星 清次
24番 小野 孝	28番 渡部 一男	

5 議事日程

- 第1 欠席委員の報告について
- 第2 議事録署名委員の指名について
- 第3 報告第1号 会務報告について
- 第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第6 議案第3号 農用地利用集積計画決定について

6 農業委員会事務局職員

事 務 局 長	五十嵐 小一郎
局長補佐兼係長	渡 部 守 一
主 査	廣 野 由 美

7 会 議 の 概 要

審議に先立ち、総会開会を宣言し、「南会津町農業委員会憲章」の唱和を行う。

【会長挨拶】（要旨）

会 長

お忙しい中ありがとうございます。早いもので東日本大震災、福島原発事故から丸7年が経過したわけでございます。いまだ多くの方々が避難生活を強いられている状況でございます。そのような中で避難されている方々は辛抱強く一生懸命頑張ってきておられるなあとつくづく感心しています。大熊町の農業委員会会長さんも、帰還困難区域で2年前までは若松に住んでおられ、現在はいわき市に住んでいるということですが、農業委員会の総会はいわき市で開催されるということです。そのほかの諸行事等は若松のほうに通わなければならないということで大変な状況なんです、愚痴も言わずに皆さんほんとによく頑張っておられ、一日も早く元の生活の戻られるよう願っております。

寒い冬も終わりました、ようやく暖かくなってきて、雪解けが進むのかなと思っております。4月から忙しくなるといいますので、十分英気を養っていただいて、春の農作業に備えていただきたいと思います。今総会での慎重審議をお願いいたします。

南会津町農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。

【日程第1】

議 長

日程第1「欠席委員の報告について」であります、会議規則第4条の規定により、欠席の届け出がありました委員は、15番 馬場 久男委員、20番 五十嵐久長委員、23番 星 清次委員、24番 小野 孝委員、28番 渡部一男委員、であります。

星 利一委員が遅れております。

現在の出席委員数は24名ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しております。

【日程第2】

議 長

日程第2「議事録署名委員の指名について」であります、会議規則第20条第2項の規定により、9番 渡部昭雄委員、14番 山内 敬委員、を指名いたします。両名には、本総会における議事録への署名をお願いいたします。

【日程第3】

議 長

日程第3「報告第1号 会務報告について」を議題といたします。

	事務局から報告してください。
事務局 (局長)	(会議資料により、会議等の内容を説明しながら報告する。)
議 長	只今 事務局から会務の報告がありましたが、何かご質問ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質問がないようですので、会務報告を終わります。
議 長	【日程第4】 日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号1から8について、地区担当調査員の渡部一男委員が欠席でありますので、調査結果について事務局から説明をお願いいたします。
事務局 (補佐)	渡部一男委員が欠席でありますので、事前に調査報告をいただいておりますので、その内容についてご報告いたします。 調査年月日が3月6日、申請人双方に内容及び現地確認を実施したという中身です。譲り渡し人、〇〇〇〇さん、〇〇歳、無職。譲受人、●●●●さん、●●歳、農業兼●●●業です。許可を受けようとする土地、□□□□□□□、地目畑、340㎡、この外7筆、議案書のとおりです。合計8筆で1,798㎡。この合計の8筆を〇〇万円で売買するという形になります。内容としては、譲り渡し人は年を重ね、耕作が困難だということで、親戚である●●●●さんに譲り渡して農地を管理していただくというものです。なお、●●●●さんは農地の耕作面積が50アールを超えていることから適切に管理していただける、というものであり、最終意見として許可相当である旨の報告をいただいております。以上です。
議 長	説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質問ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本案について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし。」の声あり) 異議なしと認め、番号1から8までについては、原案のとおり許可す

ることに決定いたしました。

議 長

次に、番号9から39について、地区担当調査員の6番 浅沼誠治委員から調査結果の説明をお願いします。

6 番

(星 利一委員、遅刻して入室、着席。)

6 番、浅沼です。

調査結果の報告を申し上げます。

譲り渡し人が〇〇〇〇さん、〇〇歳、農業、一応花の方を大きくやっておられます。〇〇〇〇の区長もつとめていらっしゃいます。譲受人が●●●●さん、農業、住所は同じく■■■■■■■■■■です。二人の関係なんですけども、●●●●さんは〇〇〇〇さんの息子さんになります。所在地は□□□□□□□ほか30筆ございまして、合計31筆になります。田が16筆で18,680㎡。畑が15筆で5,964㎡ございます。申請事由ですが、譲り渡し人の〇〇〇〇さんは、後継者である子供への経営移譲をするにあたり、農地を贈与する旨の説明がありました。なお、譲受人は50aを超えて農地を所有することから適切に管理していただけたと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

26 番

(星又エ門委員)

この場所が農業者年金該当になるのかわかりませんが、今、農業者年金もらうといくらぐらいになるんですか。経営移譲年金で。

議 長

経営移譲年金ですが、今までの掛けた金額、今保険料は2万円ですがその方が4万円だったり2万円だったりする場合はですね、それによって異なってきますし、期間も人によって違いますので、額がいくらというのは言えません。この方の場合は、農業者年金に入ってはおりませんので、農業者年金は関係ありません。

議 長

ほかにごございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり。)

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。本案について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、番号 9 から 39 までについては、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議 長 次に、番号 40 について、地区担当調査員の 23 番 星 清次委員が本日欠席のため、調査結果の説明を事務局からお願いします。

事務局 (補佐) (渡部補佐)
星委員が欠席するにあたり、事前に報告を受けていますのでその内容についてご報告いたします。調査日は 3 月 7 日。申請人双方に内容を聞き取りし、現地を把握したということです。譲り渡し人、〇〇〇〇さん、〇〇歳、農業。譲り受け人は●●●●さん、農業、●●歳です。土地の所在、□□□□□□□□、畑 161 m²、この 161 m²を 80,500 円で売買するものです。
申請事由としては、申請地が●●●●さんの自宅の隣にあるということで、●●●●さんの方から〇〇〇〇さんのほうに農地の売買を要望したところ、承諾が得られたため今回の申請になったということです。●●●●さんは耕作面積 30 a を超えておりますので、適切に管理していただけるものであり、最終的な意見として、許可相当であるという報告をいただいております。
以上です。

議 長 説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。本案について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、番号 40 については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議 長 次に、番号 41 から 45 までについては、●●●●委員が申請人となっている案件であります。「議事参与の制限」により、●●●●委員には、当該案件の審議終了まで退室をお願いします。

(●●●●委員 退室)

議 長 それでは、議案第1号の番号41から44までを議題といたします。地区担当調査員の29番 室井文一委員から、調査結果の説明をお願いいたします。

29 番 室井です。(室井文一委員)

調査結果の報告をいたします。

41番から44番までをご説明いたします。

○○○○さん、○○○歳、●●●●さん、●●歳、どちらも□□□□の□□番地と■番地であります。申請理由につきましては、譲受人の●●●●さんは経営規模を拡大のために、譲り渡し人への譲渡の要望をしたところ承諾を得られたことから、申請をしたという説明がございました。なお、調査の日については3月の6日でございます。4筆合わせまして8370㎡を、250万円で売買が成立したということでございます。なお、和幸さんは耕作面積が50aを超えていることから、適切に管理していただけるものと確信をいたしました。調査結果は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

議 長 説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。本案について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、番号41から44までについては、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議 長 続いて、番号45について、地区担当調査委員の29番 室井 文一委員から調査結果の説明をお願いいたします。

29 番 室井です。

45番につきまして調査結果を申し上げます。譲り渡し人、○○○○さん、○○歳、□□□□□□□、会社員。譲受人、●●●●さん、●●歳、■■■■■■■■■■の■番地あります。農業です。3月10日に調査をして

まいりました。申請理由につきましては、譲受人の●●●●さんは経営規模を拡大のために、譲り渡し人への譲渡の要望をしたところ承諾を得られたことから、申請をしたという説明がございました。先ほどと同じく●●●●さんは耕作面積が50aを超えていることから、適切に管理していただけるものと確信をしてまいりました。上記の対価でございますが、310㎡を5万円で売買するというものでございました。以上で調査報告を終わります。

議 長

説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。本案について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、番号45については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ここで、●●●●委員の入室を許可いたします。

(●●●●委員 入室)

議 長

●●●●委員に申し上げます。議案第1号の41番から45番までは、原案のとおり許可することに決定いたしましたのでお知らせいたします。

以上で、議案第1号の審議を終了します。

議 長

日程第5「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議 長

番号1について、地区担当調査員の21番 大竹 実委員から調査結果の説明をお願いします。

11 番

11番、大竹です。

農地法第5条の許可申請についてご説明します。

譲り渡し人、○○○○さん、○○歳、無職。お住まいは□□□□□□□です。譲受人、●●●●さん、●●歳、無職。■■■■■■■■のほう

にお住まいです。二人の間柄としましては、いとお同士ということですが、3月4日に現地の調査と夕方に●●●●さんと電話で確認をしたところ、場所は●●の●●の向かい側に●●という●●さんがありまして、その隣が所在地になっております。面積が70㎡。地目は畑です。申請理由なんですけど、資料1の図面を見てもらうとわかるんですが、譲受人の●●●●さんは実家のほうに入っていく隣に2mほどの農道があるんですけど、農繁期になりますと結構農機具等が往来して、自分の家に入るのにちょっと不便を感じているということで、いとおの○○○○さんに相談したら、快く承諾してくれてそこを譲り受けて進入路にしたいということで申請が上がっております。

土地の代金は無償で同意するということとお互いにお話になっております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

(「ありません。」の声あり。)

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。本案について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、本案は原案のとおり許可することに決定いたしました。

以上で、議案第2号の審議を終了いたします。

【日程第6】

議 長 日程第6「議案第3号 農用地利用集積計画決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をしてください。

事務局 廣野です。

(廣野)

議案第3号 農用地利用集積計画決定について」をご説明いたします。

議案書の11ページをご覧ください。こちらは、3月分の利用権の設定内訳になります。筆数・面積を再設定・新規の順で申し上げます。再設定ですが、田が9筆・6,151㎡で畑は0筆です。新規は、田が47筆・55,690㎡、畑が29筆・12,054㎡です。計76筆、67,744㎡です。再設定と新規合わせて田が56筆・61,841㎡、畑が29筆・12,054㎡、合計が85筆、73,895㎡になります。

12ページから16ページまでは、利用権設定の一覧表になります。

63 筆に関しては、賃借権になっています。議案書 15 ページから 16 ページにかけて番号 64 番から 85 番までの 22 筆、6,025 m²については、使用賃借権となっています。平成 30 年度の耕作放棄地再生利用事業の予定地となっています。

以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。
以上で、本総会に付議されました議事案件はすべて終了いたしました。

議 長 協議事項に入ります。
平成 30 年度南会津町農業委員会活動方針及び年間行事予定について、事務局から説明してください。

事務局 (事務局長 資料に基づいて説明)

議 長 説明が終わりました。協議事項に関して皆さんから発言のある方は、挙手願います。

(「ありません。」の声あり)

議 長 意見はないということで、事務局提案のとおり修正することによりよろしいですか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議なしと認め、平成 30 年度南会津町農業委員会活動方針及び年間行事予定は決定いたします。

議 長 次に、次回総会までの業務日程について事務局から説明をしてください。

事務局 (事務局長 次第に基づいて説明)

議 長 業務日程について皆さんから何かございますか。

(「ありません。」の声あり)

議 長 はい。それではその他に入ります。
その他について、事務局からありましたらお願いします。

事務局 (局長が発言する。
議 長 (各地区農事座談会への出席、報告書提出のお礼)
(農業委員、農地利用最適化推進委員の公募の中間公表について)
(活動記録カードについて)
(臨時事務補助の大竹幸子さんが3月で退職する報告)

議 長 皆さんから、そのほかございませんか。

(なしの声あり。)

議 長 ないので、職務代理者から閉会のことばをお願いします。

職務代 慎重審議、ありがとうございました。
理者 以上を持ちまして、平成30年第3回総会を閉じます。
ご苦労様でした。

閉会 午後2時16分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

平成30年3月13日

議 長

9 番

14 番